

携帯電話・スマートフォンの校内持ち込みについて

1 携帯電話・スマートフォンに関する基本的な考え方

- (1) 生徒の登下校中の防犯，交通事故や自然災害などの緊急時の連絡手段を確保するため，登下校中の携帯電話・スマートフォンの所持を認める。携帯電話等の所有を奨励するものではなく，生徒と保護者の要望に応えるものであり，**校内での使用は認めない**という条件付きである。
- (2) 生徒の携帯電話・スマートフォンの紛失や破損に関する責任は，**全て保護者にあるものとする**。
- (3) 生徒は，携帯電話・スマートフォンを所持して登校する場合，「校内への携帯電話・スマートフォンの持ち込み許可申請書」を提出する。ただし，持ち込み許可に関しては，所持規則を遵守すること。

【所持規則】※この所持規則は，平日だけでなく，部活動等で登校する週末も適用する。

- ①校内での携帯電話・スマートフォンの使用は終日，通話・SNS等を含めて一切禁止とする。どうしても使用が必要な場合は，教員立ち会いの下で許可を得る。
- ②登下校時に自転車・単車通学生は駐輪場で，徒歩通学生（送迎も含む）は脱靴場で必ず電源のON・OFFを行い，靴の中に入れる。廊下や教室等で操作していた場合は指導の対象とする。送迎等に関する保護者との連絡については，急な変更時のみ下校時に事務室前で行う。ただし，短時間にとどめること。
- ③通学中の使用については交通ルールを遵守する。歩きながら，自転車・バイクに乗りながらの使用はしない。また，イヤホン等をつけての運転はしてはならない。公共交通機関を利用の際は，周囲の人に迷惑をかけない。校外においてはマナーとモラルを守り，使用については可能な限り慎むこと。登下校時における暇つぶし(ゲームや音楽など)の道具ではない。
- ④授業中の使用・SNS等の問題・個人情報の流出等の生徒指導上の問題に関わる使用については特別指導等の対象になる。
- ⑤万が一，違反があった場合には，学校の指導に従うこと。
 - 1回目…指導票を渡し，預かり指導は行わない。
(休み時間・放課後の使用，その他緊急アラーム以外の音が鳴った場合)
 - 2回目…特別指導（自宅）※仕事のある保護者におかれましてもこの期間は家庭での指導をお願いします。
 - 3回目…校内への持ち込み許可取消及び特別指導（自宅）
 - 4回目以降…学校で学ぶ気があるかどうか，就学を確認する。※3回目の違反により校内への持ち込み許可を取り消された場合，校内への持込は卒業まで認めない。
※無許可持ち込みが発覚した場合は，違反の2回目以降の対応とする。

- (4) 生徒の携帯電話・スマートフォンによるSNSでの問題，個人情報の流出などが発生した場合や，携帯電話・スマートフォンに関する生徒間の問題については，学校は生徒指導および解決の支援は行うが，原則として保持させた保護者に責任があるものとする。
- (5) 上記以外の内容については，別途審議する。